

収 支 報 告 書（令和6年分）
（ 年 月 日開催パーティー分）

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふ り が な
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

さんじゅうななまんしみのかい	
37万市民の会	
高崎市和田町3番地4アストラーレ101号	
高橋 正一	(受付印) 
渡辺 敬一	

政治団体の区分	
☐	政 党
☐	政 党 の 支 部
☐	政 治 資 金 団 体
☒	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	群 馬 県 内

収支報告書作成担当者の氏名

渡辺 敬一

(電話連絡先)

027-386-6800

(選管使用欄)

番 号
4264

資金管理団体の指定の有無 (12/31又は解散日現在)	
☐ 有 ☒ 無	
* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）	
公職の種類 (選挙区等)	(現・候)
資金管理団体の 届出をした者の 氏名	

資金管理団体の指定の期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分 (12/31又は解散日現在)	
* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	
公職の種類 (選挙区等)	(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	7,362
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	7,362
(本年の収入額)	-----C	0
支 出 総 額	-----D	0
翌年への繰越額	-----E=A-D	7,362

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(その8)に内訳を記載
イ 政 党 匿 名 寄 附		(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	0	

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他
の団体からの寄附
を受けられない

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 17 日

政治団体の名称

37万市民の会

会計責任者の氏名

渡辺 敬一



* 代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入・押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名

印

* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。